

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、和光市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、その施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

2 基本理念

男女共同参画の実現を目指して

男女共同参画社会の実現を目指し、「和光市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないこと、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識等の解消と多様な生き方の選択

性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択することができること。

(3) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活と社会生活における活動への男女共同参画

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。

(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産などの女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(6) 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、「和光市男女共同参画推進条例」に規定される「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」であり、「和光市総合振興計画」や関連計画との整合性を図った計画です。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」としての位置付けを担っています。
- (3) この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としての位置付けを担っています。
- (4) この計画の一部は、平成28年（2016年）4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としての位置付けを担っています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間です。なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、4つの基本目標を設定しています。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

DVや児童虐待などあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力は人権を侵害する許されない行為であるという意識の浸透・定着に努めるとともに、相談機能の充実や、被害者支援体制の強化を図ります。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

女性のチャレンジ支援や、男性中心型の労働慣行を見直し、職場環境の整備を進めることで、男女がともにさまざまな分野で対等に参画でき、それぞれが個性と能力を活かして活躍できる社会づくりを目指します。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

誰もが安心して生活できる環境の整備を図り、防災分野や庁内の体制を強化することで、地域における男女共同参画を推進していきます。

6 計画における重点項目

本計画において、重点的に取り組むべき課題を、施策から以下の4点としました。

◇人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消

すべての人が性別にかかわらず、個人として尊重されることは、日本国憲法で保障された大切な権利であり、男女共同参画社会の実現には、必要不可欠です。一人ひとりが自分自身を大切にできる生き方ができるよう、意識啓発に重きを置き、取組を推進します。

◇若年層に対する啓発、教育

あらゆる暴力は人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。DVの背景には、性別による固定的な役割分担意識や女性は社会性に乏しく理性的でない、などの固定観念が男女差別を生み、女性への暴力支配を正当化する男性優位の社会構造へ繋がることから、固定観念が定まらない若年層に対し、啓発や教育の取組を強化します。

◇審議会等への女性の登用促進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等に政策や方針の立案・決定の場へ参画することが重要ですが、政策や方針決定のできる指導的立場の女性の割合は依然少ない状況が続いています。第3次わこうプランにおいて、計画期間までに数値目標を達成することができなかったため、取組を強化します。

◇男女共同参画行政の推進

男女共同参画社会の実現を目指すため、平成17年（2005年）に施行された和光市男女共同参画推進条例を積極的に周知し、条例に基づいた計画の実現に取り組めます。

7 計画の体系

男女共同参画の実現を目指して

基本目標 1
人権の尊重と男女
共同参画を進める
意識づくり

方針 1 人権尊重・男女平等意識の啓発

【施策】

- (1) 人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消【重点】
- (2) 多様な性・多様な生き方への理解の促進
- (3) 男女平等教育の推進

方針 2 生涯を通じた健康支援

【施策】

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発
- (2) 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化
- (3) ライフステージにおける健康支援
- (4) スポーツ分野における男女共同参画の推進

基本目標 2
配偶者等からの
暴力の根絶
DV防止基本計画

方針 1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

【施策】

- (1) DV、児童虐待防止のための意識啓発
- (2) 若年層に対する啓発、教育【重点】

方針 2 相談窓口の充実と周知

【施策】

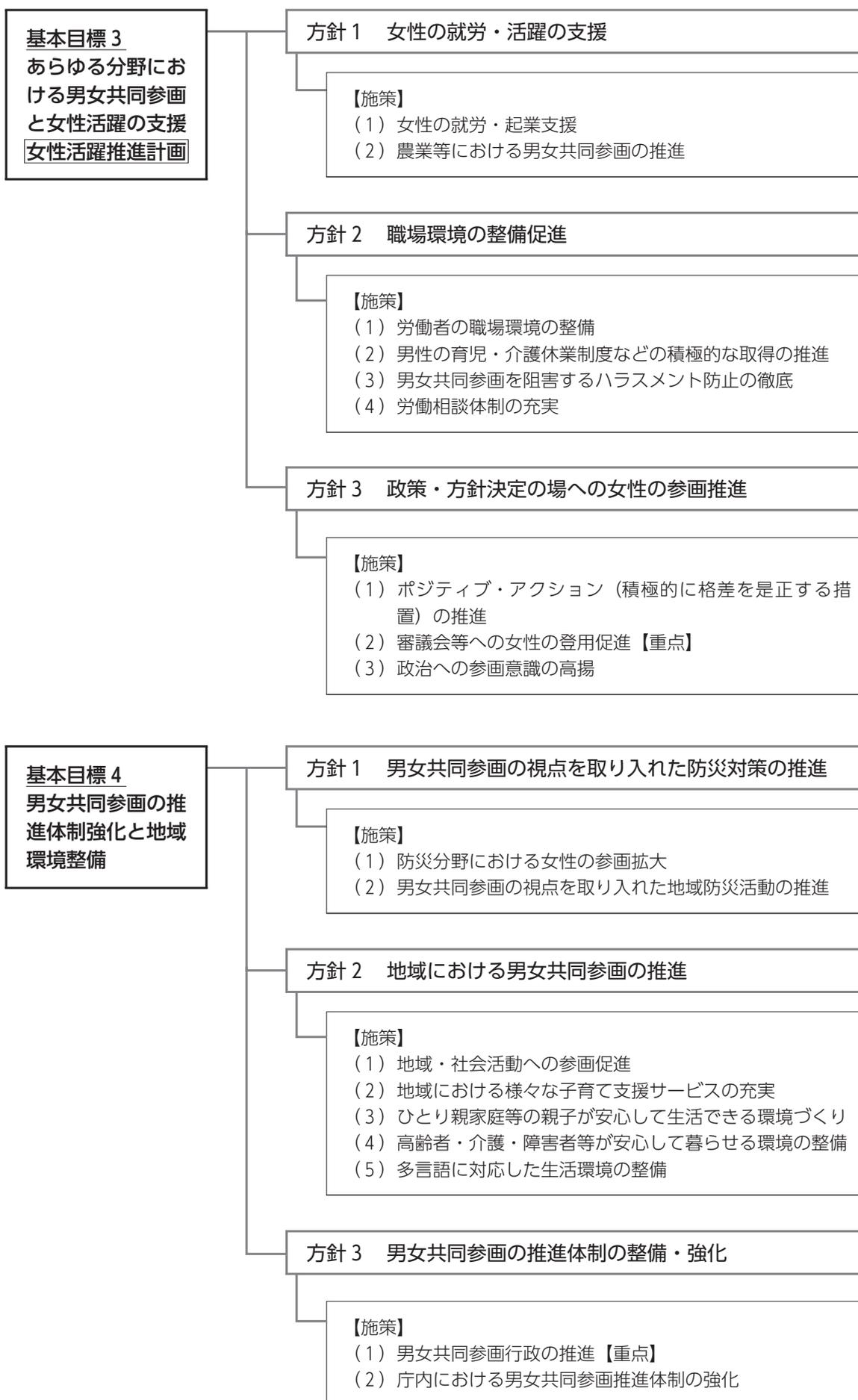
- (1) DV被害者・児童虐待の早期発見と相談体制の充実
- (2) 市職員・相談員の資質の向上

方針 3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

【施策】

- (1) DV被害者の情報保護の意識啓発
- (2) DV被害者の安全確保のための支援
- (3) 自立に向けた支援
- (4) 心身の健康の回復に関する支援
- (5) 支援体制の強化と関係機関との連携





8 計画の推進

本計画は、次の3つの機関と連携しながら推進していきます。

- (1) 和光市男女共同参画推進審議会（知識経験者、関係団体代表者、事業者、公募市民で構成）
男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議し、計画の推進を図ります。
- (2) 和光市男女共同参画庁内連絡会議（各課所等の主査級以上の職員で構成）
各課所等との調整や男女共同参画に関する必要な調査及び検討を行います。また、職員の男女共同参画意識の醸成に努めます。
- (3) 男女共同参画わこうプラン推進委員（公募市民で構成）
和光市男女共同参画情報紙「おるご〜る」の企画・編集等を通じて、計画の推進を図ります。

9 計画の進行管理

毎年度、施策の達成状況について担当課所等による自己評価を行い、計画の推進状況を把握します。さらに、年次報告書を作成の上、和光市男女共同参画推進審議会、和光市男女共同参画庁内連絡会議に報告し、その評価を受けながら取組を進めます。

10 SDGs との関係

あらゆる分野において、男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映し、取組を進めていくことが、SDGs（持続可能な開発目標）の達成につながります。

本計画においても、男女共同参画の施策を展開し、計画の着実な推進を図ることで、SDGsの達成に貢献します。

